

## 豊橋市狭あい道路に係る後退用地等の確保に関する要綱

(令和4年4月1日決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、豊橋市内における狭あい道路の後退用地等の確保及び拡幅整備のために必要な事項を定めることにより、安全で良好な居住環境の確保及び災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であって、幅員が4メートル未満の市道等をいう。
- (2) 後退線 狭あい道路の中心線から水平距離2メートルの線をいう。ただし、当該道路が中心線からの水平距離2メートル未満で、がけ地、水路、鉄道路線敷地その他これらに類するもの（以下「がけ地等」という。）に沿う場合においては、がけ地等の境界線から狭あい道路側に4メートルの線をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路と後退線との間に挟まれた土地をいう。
- (4) 隅切り用地 狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線が、他の狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線又は幅員4メートル以上の道路の境界線と交わる箇所の角地の隅角を挟む2辺を含む土地であって、当該隅角を挟む2辺の長さが等しくなる点を結ぶ直線の長さが、3m以上5m以下となる線と当該2辺によって囲まれる範囲の土地をいう。
- (5) 対象隅切り用地 後退用地に付随する隅切り用地であって、当該後退用地と併せて市に寄附されるものをいう。
- (6) 工作物等 後退用地に存する擁壁、門、塀、立木、生垣等であって、狭あい道路の整備に支障となる物件をいう。
- (7) 埋設管等 後退用地の地下に存する水道管、下水道管、ガス管等の埋設物又は後退用地に存する水道メーター（市が管理するものに限る。）等をいう。
- (8) 市長の支援 後退用地又は対象隅切り用地（以下「後退用地等」という。）の寄附を市が受けようとするために、市長が実施する後退線の確定のための測量、埋設管等の移設に要した費用に対する助成金、対象隅切り用地の寄附に対する奨励金又は後退用地等の寄附に係る市長が実施する分筆登記、所有権移転登記等をいう。
- (9) 重点整備箇所 市の施策等により、路線的に道路の改良・拡幅等を予定する箇所をいう。

(後退用地等の寄附申出に係る市長の支援の申請手続等)

第3条 後退用地等を市に寄附しようとする者(以下「寄附申出者」という。)のうち、市長の支援を受けようとする者は、寄附受納取扱要綱第5条第3項の寄附申出調査結果通知書を受領後、同要綱第6条第2項の道路用地寄附申出書の提出時まで、豊橋市狭あい道路解消に係る支援内容申請書(様式第1。以下「支援内容申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支援内容申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を豊橋市狭あい道路解消に係る支援内容決定通知書(様式第2。以下「支援内容決定通知書」という。)により寄附申出者に通知しなければならない。

(境界の確定)

第4条 市長は、支援内容決定通知書に係る後退用地等の寄附を受けようとする場合で、必要と認めるときは、当該後退用地等の後退線を確定することができる。

(測量の実施等)

第5条 市長は、必要と認めるときは、予算の範囲内において、前条に規定する後退用地等の後退線を確定するための測量を実施することができる。この場合にあっては、寄附受納取扱要綱第7条の規定に関わらず、当該測量に要した費用を市長が負担することができる。

2 市長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、前項に規定する市長が実施する測量に要した費用は、寄附申出者が負担するものとする。

(1) 市への後退用地等の寄附が完了しない場合

(2) 後退用地等の寄附に関して偽りその他不正の行為に基づいている事項があると市長が認める場合

(3) 前2号のほか、前項に規定する市長が実施した測量に要した費用を寄附申出者が負担することが適当と市長が認める場合

(工作物等の撤去及び埋設管等の移設)

第6条 寄附申出者は、後退用地等を市に寄附するときは、当該後退用地等内の工作物等の撤去及び埋設管等の移設を行わなければならない。

(市街化調整区域内における後退用地等の寄附に係る舗装及び排水施設)

第7条 市街化調整区域内における後退用地等の寄附であって、寄附申出者が第2条第8号に規定する市長の支援のいずれかを受ける場合は、寄附受納取扱要綱第2条及び第3条の規定にかかわらず、市長は寄附申出者に同要綱第3条による舗装及び排水施設の築造を求めないものとする。

(助成金及び奨励金)

第8条 市長は、狭あい道路拡幅整備促進計画にて、重点整備箇所と位置付けている路線に面した用地において、寄附申出者が工作物等の撤去を行ったときは、当該工作物等の撤去

に要した費用について、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

- 2 市長は、寄附申出者が埋設管等の移設を行ったときは、当該埋設管等の移設に要した費用について、予算の範囲内において助成金を交付することができる。
- 3 市長は、寄附申出者が対象隅切り用地を市に寄附したときは、予算の範囲内において奨励金を交付することができる。
- 4 第1項ないし第2項の助成金及び前項の奨励金（以下「助成金等」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。
- 5 市長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、助成金等を交付しないものとする。
  - (1) 市への後退用地等の寄附が完了しない場合
  - (2) 後退用地等の寄附に関して偽りその他不正の行為に基づいている事項があると市長が認める場合
  - (3) 前2号のほか、助成金等を交付しないことが適当と市長が認める場合  
(市長による測量若しくは分筆登記、所有権移転登記等の実施又は助成金等の交付に係る申請及び決定)

第9条 第5条第1項の規定による市長による測量の実施若しくは第12条第1項の規定による市長による分筆登記、所有権移転登記等の実施又は助成金等の交付に係る申請は、支援内容申請書によるものとする。

- 2 支援内容申請書に係る測量若しくは分筆登記、所有権移転登記等の実施又は助成金等の交付に係る決定は、支援内容決定通知書によるものとする。  
(支援内容申請書の変更及び取下げ)

第10条 支援内容申請書を提出した寄附申出者が、当該申請書の内容の変更又は取下げをしようとするときは、豊橋市狭あい道路解消に係る支援内容変更承認申請書（様式第3。以下「支援内容変更承認申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支援内容変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を豊橋市狭あい道路解消に係る支援内容変更決定通知書（様式第4）により寄附申出者に通知しなければならない。  
(実績報告書)

第11条 助成金の交付の決定を受けた寄附申出者が、助成金の交付の対象となる工作物等の撤去または埋設管等の移設を完了したときは、速やかに豊橋市狭あい道路解消に係る工作物等撤去および埋設管等移設実績報告書（様式第5）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(後退用地等の寄附に係る分筆登記、所有権移転登記等)

第12条 市長は、支援内容決定通知書に係る後退用地等の寄附を受けようとする場合で、

必要と認めるときは、予算の範囲内において、当該後退用地等の寄附に係る分筆登記、所有権移転登記等を実施することができる。この場合にあつては、寄附受納取扱要綱第7条の規定に基づき、当該分筆登記、所有権移転登記等に要した費用を市長が負担することができる。

- 2 後退用地等の寄附に関して偽りその他不正の行為に基づいている事項があると市長が認める場合その他市長が適当と認める場合は、前項に規定する市長が実施する分筆登記、所有権移転登記等に要した費用は、寄附申出者が負担するものとする。

(支援内容の確定通知書)

第13条 市長は、前条第1項に規定する後退用地等の寄附に係る分筆登記、所有権移転登記等が完了したこと又は完了に至らなかったことを確認したとき及び第11条の規定による実績報告書の提出があつたときは、その内容等の確認、審査等を行い、適当であると認めるときは、助成金等の額を確定の上、豊橋市狭あい道路解消に係る支援内容確定通知書(様式第6。以下「支援内容確定通知書」という。)により寄附申出者又は寄附者(寄附申出者のうち、当該後退用地等を市に寄附した者をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。

(助成金等の請求)

第14条 寄附者が、助成金等の交付を受けようとする場合は、支援内容確定通知書を受けた後、速やかに豊橋市狭あい道路解消に係る助成金等請求書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による助成金等請求書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金等を交付するものとする。

(寄附者による測量に要した費用等の負担並びに助成金等の交付の取消し及び返還)

第15条 市長は、後退用地等の寄附に関して偽りその他不正の行為に基づいている事項があると認める場合その他市長が適当と認める場合は、第5条第1項に規定する市長が実施した測量に要した費用又は第12条第1項に規定する市長が実施した分筆登記、所有権移転登記等に要した費用を寄附者に負担させることができる。

- 2 市長は、後退用地等の寄附に関して偽りその他不正の行為に基づいている事項があると認める場合その他市長が適当と認める場合は、寄附者に対する助成金等の交付の決定を取り消すことができる。
- 3 市長は、前項の規定により助成金等の交付の決定を取り消す場合は、寄附者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定により助成金等の交付の決定を取り消した場合において、既に寄附者に助成金等が交付されている場合は、市長は、期限を定めて助成金等の返還を寄附者に命ずるものとする。

(適用除外)

第 16 条 この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認める場合は適用しない。

- (1) 狭あい道路が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 号第 1 項の規定により許可を受けた開発行為の区域内に存在する場合
- (2) 狭あい道路が土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 3 条の規定による土地区画整理事業の施行区域内に存する場合
- (3) 後退用地の地形上又は建築物の連担の観点から、狭あい道路の整備又は維持管理を行うことが困難である又はこの要綱を適用することが適当でないと認められる場合
- (4) 不動産取引を業としている者が、自己目的以外で後退用地等の寄附を行う場合
- (5) 寄附される後退用地を、豊橋市法定外道路に関する処理要綱に規定する土地に替わる道路用地とする場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がこの要綱を適用することが適当でないと認める場合

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第 18 条 前各条に定めるもののほか、この要綱の運用上、市長が特に必要と認める事項については、市長がその都度定めることができるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に提出された豊橋市道路用地寄附受納取扱要綱第 5 条第 2 項の寄附申出調査依頼書に係る後退用地等の寄附申出について適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第 7 条、第 16 条及び第 18 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に提出された豊橋市道路用地寄附受納取扱要綱第 5 条第 2 項の寄附申出調査依頼書（以下「寄附申出調査依頼書」という。）に係る後退用地等の寄附申出について適用し、同日前に提出された寄附申出調査依頼書に係る後退用地等の寄附申出については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 2 条第 4 号及び別表の規定並びに様式第 1 の豊橋市狭あい道路解消に係る支援内容申請書（以下この項において「支援内容申請書」という。）は、令和 5 年 4 月 1 日以後に提出された支援内容申請書について適用し、同日前に提出された支援内容申請書については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表 (第8条関係)

種 類	内 容	金 額		
助成金	工作物等撤去	ブロック塀等（ブロック2段積み以下、かつ、高さ60cm未満を除く。）		6,200 円/m
		フェンス、塀、門等（高さ100cm未満を除く。）		3,200 円/式
		樹木	低木（1m未満）	1,110 円/本
			中木（1m以上2.5m未満）	3,700 円/本
			高木（2.5m以上）	12,000 円/本
		埋設管等移設	水道メーターの移設（附帯設備含む。）	
	水道管の移設		3,000 円/m	
	下水道管の移設		11,000 円/m	
	ガス管の移設		4,000 円/m	
	汚水接続柵の移設（附帯設備含む。）		48,000 円/箇所	
		雨水柵の移設（附帯設備含む。）		31,000 円/箇所
奨励金	対象隅切り用地寄附	40,000 円/箇所		

## 備 考

- 1 埋設管等移設に係る助成金の交付金額の算定に際しては、寄附者が実施した上記表の各移設項目について要した費用の1箇所あたり又は1mあたりの金額が、上記表の各移設項目の金額以上である移設項目については、上記表の当該移設項目に対する、1箇所あたり又は1mあたりの金額を適用し、上記表の各移設項目の金額未満である移設項目については、寄附者が実施した当該移設項目について要した費用の1箇所あたり又は1mあたりの金額を適用する。
- 2 助成金の交付金額は、内容ごとに各10万円を上限とする。（ただし、同一所有者で一体利用している土地は、1箇所とする。）
- 3 上記表の水道管、下水道管及びガス管の移設について、それぞれその移設した長さが0.1mに満たないときはこれを切り捨て、その移設した長さに0.1m未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて計算する。